

第 11 回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 27 日（水）午後 1 時 30 分
2. 招集場所 恵那市役所西庁舎 3 階 災害対策室
3. 出席委員 (18 名)
会 長 9 番 林 広和
職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小坂 宏正	2 番	瀬瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	6 番	小林 勝朗
	7 番	曾我 佳奈子	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和
	10 番	安江 建樹	11 番	瀬瀬 政行	12 番	宮原 博
	13 番	近藤 明德	14 番	梅本 信枝	15 番	梅村 安範
	16 番	水野 守文	17 番	保母 直彦	18 番	仲田 菜那
	19 番	大島 政幸				

4. 欠席委員 (0 名)
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名について
 - 第 2 議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 第 3 議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について
 - 第 4 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について
 - 第 5 議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明について
 - 第 6 議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第 7 議案第 61 号 非農地証明について
 - 第 8 議案第 62 号 基礎調査による恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝 書記 鈴木 由貴

農政課 堀 康仁

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

定刻になりましたので、職務代理者から開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は、19名中19名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

これより、令和6年第11回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

12番の宮原博委員の先導によりまして唱和を行います。よろしくお願いいたします。

[農業委員会憲章の唱和]

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より挨拶並びに議事進行をよろしくお願いいたします。

○議長

御苦労さまです。11月14日に県の常設審議委員会がありまして、その席で県の農政部が来まして情報提供がありましたので、話させていただきます。

まず、米を巡る動向ですが、令和の米騒動もありましたけど、需給の動向としましては、今年、各最低の民間在庫量になっています。作況の状況ですが、県内でいきますと岐阜地域が100、東濃地域が98、飛騨地域が99という状況になっております。全国の状況ですが、作付面積増減はありますけど、前年実績が124.2万ヘクタールから、今年は1.7万ヘクタール増加して125.9万ヘクタールになっています。

需要量の状況です。右肩下がりですと来ましたが、令和6年はある程度止まりまして、令和7年、8年の状況、需給の見通し、令和6年と同等、それか少し伸びる状況になって

います。

消費者物価指数の推移としましては、8月以降は、今年は大幅に上昇したことになります。インバウンド、訪日外国人の状況につきましては、米の需要増につながっていることがあるそうです。

来年の取組の状況につきましては、今年は10万トンの生産指数を持ってましたが、来年はプラス430トンで10万430トンを目指していくということです。その中で、需要に応じた米づくりの推進、地球温暖化に適応した米づくりの推進、コシヒカリを主体にやっていますが、これの見直しを図りたい。それから、持続可能な産地形成の推進をしていくことで臨むということです。よろしくお願いします。

本日、山梨県北杜市の農業委員、最適化推進委員の皆さんがタブレットの使用状況と、本総会の傍聴で来訪されました。総会終了後に意見交換会を行いたいと思います。3時半頃を予定してますので、よろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名委員に、4番三宅一彰委員、5番土方明日香委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の堀田副局長と鈴木書記を指名いたします。

日程第2 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第2 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

お手元にお配りしている総会の次第ですが、日程として追加の議案が日程第8に入れてございます。議案第62号基礎調査による恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についてが今回追加になっておりましたので、直近でサイドブックスには資料をアップさせていただきますので、御確認いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第56号農地法第3条の規定による許可申請についてを御説明させていただきますので、よろしくお願ひします。北杜市の農業委員会の方々につきましては、事前の前のマルチディスプレイで御確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

2ページになります。第66番、武並町藤の案件です。3ページが議案書となっております。4ページが位置図です。申請地につきましては、武並小学校から北西側に位置している場所です。5ページは拡大図です。全部で、赤枠で囲ってある箇所が2か所ございます。6ページと7ページが現況写真でして、現況は田となっております。

こちらの申請理由につきましては、以前より耕作管理していた申請地を譲受けて、維持管理して営農に励むものでございます。

続きまして、8ページです。67番、串原の案件です。9ページ、議案書となっております。10ページが位置図です。場所は、串原振興事務所の北東側に位置している場所です。11ページが拡大図です。こちら全部で8筆載っているところでございます。12ページから13ページ、14ページが現況写真でして、現況は畑と田でございます。

申請理由につきましては、空き家とともに農地を譲受けて、維持管理し営農に励むものでございます。

3条につきましては、説明は以上でございます。

○議長

この件につきましては、各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず66番について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

11月19日に地区委員会を開催しました。

現地確認を行いました。農地の所在地は武並町藤、2筆ございまして、 、
1,379平米、 、1,042平米の2筆でございます。申請地は稲刈り後のままで、適

正に管理されておりました。6、7ページでございます。譲渡人の■■■■さん 71 歳は■■■■に住んでおられまして、高齢と遠隔地域に住んでおられるので、耕作依頼を従前からされておりました■■■■さん 66 歳に所有権移転をする案件でございます。

譲受人の■■■■さんは自作地 1 万 800 平方メートルを所有で、妻の■■■■さん 67 歳とともに稲作を中心に経営されます。所有農機具はコンバイン 2 台、田植機、トラクターを所有されており、地区委員会では問題ないと判断しましたので、審議のほど、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

続きまして、67 番について、第 5 地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15 番

67 番です。9 ページに一覧表がございます。串原字南松林の田んぼが 7 筆、畑が 1 筆で合計 8 筆の 5,011 平米でございます。所有権移転で、譲渡人はこの空き家になります住宅に住んでみえる方で、70 歳。■■■■へ住所移転をされることで、今回、空き家に付随した農地の取得で、自宅周辺の農地で現況は水稻と畑、果樹のギンナンで、11 月 20 日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しましたが、非常によく管理されておられて、譲渡人は譲受人を面接してまで選定をされたということで、譲受人は農業経験はありませんが、現在、■■■■に在住の 56 歳の方です。

譲渡人は農業機械、耕運機、トラクター、草刈り機等を全て譲って、■■■■から適宜通って、農作業と農業経営を強く指導することだそうです。作付は水稻と野菜で、自家消費と親戚への提供のほか、JA への出荷用としております。なお、水稻につきましては、地元の■■■■に田植と稲刈り作業は委託するということでございます。

地区委員会としては、問題ない案件と判断しましたので御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありました。この 2 件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

ないですか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 56 号、番号 66 番及び 67 番の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 56 号は原案のとおり承認されました。

日程第 3 議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 3 議案第 57 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料 15 ページを御覧いただきたいと思います。農地法第 4 条の許可申請について御説明いたします。

22 番、大井町の案件です。16 ページ、議案書となっております。17 ページが申請地の位置図です。申請地は J R 恵那駅の北側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地であることで、第 2 種農地となっております。18 ページ、拡大図となっております。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、全部で 10 筆の土地となっております。19 ページ、現況写真です。現況は休耕地となっております。

こちらの申請理由につきましては、亡き祖父の家がリニア中央新幹線の予定地となったことで、移転の必要が生じたということでございます。その中で、祖父から相続した申請地に住宅を建築するという内容のものでございます。

4 条につきましてはの説明は、以上でございます。

○議長

4 条につきましては 1 件です。この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

22 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

11月19日に地区委員会を開き、現地確認と審議を行いました。

22番、15ページになります。申請人は■■■■さん、■■■■さんの2名です。持分は各2分の1です。申請地は、大井町出堀の■■■■ほか9筆あります。目的は一般住宅と駐車場となっております。申請面積は570.52平米となっております。実質は532.46平米だそうです。申請地の現況は、登記簿は田と宅地と畑となっております。田は、現況は畑が4筆、登記簿の住宅が、畑が5筆、畑で、あと1筆という内訳となっております。隣地の状況ですが、東が田、相続地です。西が市道、西側がリニアで道路拡張する予定です。南側が市道1146号線です。北側が市道、リニア関係で道路予定となっております。

汚水関係ですけど、南側の下水道へ接続するということです。雨水は東側と北側にある既設の水路を使って排水するということです。転用理由は、申請人の自宅がリニア関係で移転となり、亡き祖父の計画を相続人の2人が受け継ぐものです。亡き祖父の土地に自宅と駐車場を作り、移転するという申請のためのものです。

その他として、申請人2人が相続人であるという証明のために、遺産相続分割協議書が添付されております。申請人が亡くなって、つまり祖父が亡くなってお孫さんが引継ぎ申請される案件であります。本来なら相続が完了してから申請するものですが、JRとの関係で期日があり、今月の申請となりました。

リニア関係の移転であり、農地への影響もないので、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この案件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○19番

相続人が2人みえますけど、2人で住まわれるということですか。

○事務局長

少し私から説明させていただきます。申請されてみえる方、お孫さんのお二方です、当初、祖父の方がうちを建てて住まわれる計画で、申請が2か月前に出てきましたけど、祖父の方が急に亡くなられて、遺産分割協議をされて、お孫さんが土地を相続されるということです。

お孫さんのお二方は遠方に住んでみえまして、お一方は[]に住んでみえて、お一方は[]に住んでみえますが、実家のうちを建てて、時々帰られるということで、常時ではありませんが、こちらに帰省したときには、こちらに住まわれることで申請が出てきたものでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありますか。

それでは、これで質疑終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 57 号、番号 22 番の「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 57 号は、申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定しました。

日程第 4 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 4 議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

第 5 条の規定による許可申請について御説明させていただきます。資料は 21 ページからになりますので、よろしく願いいたします。

1 つ目、71 番、大井町の案件です。22 ページ、議案書となっております。23 ページ、位置図です。申請地は恵那駅の東側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地という位置づけになります。24 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってあるところが申請地ですが、赤く点線で囲ってあるところは残地になります。全部で 6 筆になります。25 ページ及び 26 ページ、現況写真です。現況は休耕地という状態でございます。27 ページ、計画図でございます。

こちらの申請理由につきましては、申請地を譲受けて、分譲住宅を建築するという内容のものでございます。

続きまして、28 ページ、72 番、大井町の案件です。29 ページ、議案書となっております。30 ページ、位置図です。申請地は大井第二小学校の南側に位置しております。市計画法の用途地域、第一種住居地域で、第3種農地となります。31 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地でございます。全部で2筆となっております。32 ページ、現況写真です。現況は休耕地という状況です。33 ページ及び34 ページが計画図となっております。

こちらの申請理由につきましては、申請地を譲受けて、分譲住宅を建築するという内容のものでございます。

35 ページ、73 番、大井町の案件です。36 ページ、議案書となっております。37 ページが位置図です。申請地は、こちらも大井第二小学校の北東側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地という位置づけになります。38 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地です。39 ページ、現況写真です。現況は畑という状況です。40 ページ、計画図となっております。

こちらの申請理由につきましては、会社の社用車の台数に対し駐車場が狭く、材料の積み込み等で不便を感じていたところですが、この申請地を借受けることができたことで、駐車場として整備したいという内容のものでございます。

41 ページ、74 番、長島町中野の案件です。42 ページ、議案書です。43 ページが位置図です。申請地は恵那 I C の西側に位置しております。こちらは都市計画法の用途地域、工業地域で、第3種農地となります。44 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、全部で2筆となっております。45 ページ及び46 ページ、現況写真です。現況は休耕地という状況です。47 ページ、計画図でございます。赤く囲ってある場所が該当箇所でございます。

申請理由は、こちらは申請地を取得して太陽光発電施設を設置するという内容のものでございます。

48 ページです。75 番、武並町竹折の案件です。49 ページ、議案書です。50 ページが位置図です。申請地は J R 武並駅の南側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地という位置づけです。51 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある実線のところが申請地です。赤く点線で囲ってある箇所は申請地の全体

の筆でして、赤い点々の箇所は残置という形になります。青枠で囲ってある箇所は一体の利用地という場所です。52 ページ、現況写真です。現況は既に駐車場となっている状況でございますので、経緯書が添付されている状況でございます。53 ページが計画図です。

こちらの申請理由は、現在のお住まいでは、子供の成長に伴い手狭になったことで、父親所有の申請地を借受けて、住宅を建築するという内容のものでございます。

54 ページ、76 番、飯地町の案件です。55 ページ、議案書です。56 ページ、位置図です。申請地は飯地振興事務所の南側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地となります。57 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地です。58 ページが現況写真。現況はもう境内地という状況になっております。59 ページは計画図です。

こちらは、申請理由といたしましては、平成2年のときに本堂を建立した際に境内地として整備して利用してきたのですが、今回、農地であることが判明したため申請するものでございます。

60 ページ、77 番、岩村町飯羽間の案件です。61 ページ、議案書です。62 ページ、位置図です。場所は岩邑中学校の北西側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地という位置づけになります。63 ページ、拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地となっております。64 ページ、現況写真です。現況は休耕地という状況です。65 ページは計画図となっております。雨水につきまして、自然浸透ですが、隣地の農地への防除措置としてフェンス内に小提を設けるという計画が取られております。

申請理由につきましては、申請地を譲受けて、太陽光発電施設を設置するという内容のものでございます。

66 ページ、78 番、山岡町下手向の案件です。67 ページ、議案書となっております。68 ページが位置図です。こちらは山岡振興事務所の西側に位置しております。こちらは公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地になります。69 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、青枠で囲ってある箇所は一体利用地となっております。70 ページ、現況写真です。現況は休耕地です。71 ページ、計画図となっております。雨水の処理につきましては、計画図では敷地内の北側にU字トラフ及び集水枡を設置して、北側の道路側溝に排水するという計画になっております。

こちらの申請理由につきましても、申請地を譲受けて、太陽光発電施設を設置する内容

のものでございます。

5条の許可申請につきましての説明は、以上でございます。

○議長

この件につきましては、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、71番から74番、第1地区、小坂宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

71番、21ページを見てください。転用業者は■■■■■、■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんほか3名。場所、大井町の太手■■■■■ほか5筆。申請目的は、分譲住宅10棟です。申請面積が2,703.18平米です。申請地の現況は田と畑です。田が2筆、現況は休耕田で2筆、畑が現況は4筆あります。隣地の状況ですが、北側が水路、東側が水路、南側が団地、西側が田と、前回、建設した宅地です。

汚水の具体的な方法ですけど、新設の取水枡を通して既設の公共下水道へ流出することになっております。雨水ですが、転用による場内の雨水は枡に集め、既設の水路へ放出することになっております。

転用理由は、譲渡人はいずれも人手不足で営農規模を縮小したいと考えている。譲受人は、開発事業を手がけており、分譲住宅の建設、販売を行うため土地を探していた。この度、話し合いがまとまり申請するものということです。

今回、この地区の開発は2回目です。1回目は6棟建設しております。申請地の外の団地は適正に管理するということです。団地ですけど、■■■■■の2筆が団地となっております。あと、開発許可の許可案件であり、地区委員会では周囲の農地への影響もなく、問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。

それから、72番、28ページからです。転用業者は■■■■■、■■■■■さん。譲渡人は■■■■■さんです。場所は、大井町の南関戸です。■■■■■です。転用目的は分譲住宅。申請面積は566平米。申請地の現況は、登記簿は田と畑、現況、休耕田と休耕畑。隣地の状況ですけど、北側、市道、東側が米つき場、住宅、山、南側が田と畑と山、西側が畑と田になっております。隣地の承諾は西尾さんから田んぼと畑で頂いております。汚水の処理ですが、北側の道路の下水道につなぐ。雨水ですけど、自然浸透で排水を行う。

転用の理由ですけど、申請地を譲受けることができ、分譲住宅地として整備し、住宅を建設し販売するものです。譲渡人は、父も亡くなり、母も年老いてきたので、畑、田の草刈り等を行うことが困難になってきたということです。

自然浸透といいますけど、穴を掘り、浸透枘を設置して、雨水を地下水にする工法だと聞いております。隣地の承諾もあり、農地への影響もないと地区委員会では判断しました。

73 番、35 ページからです。借受人は、[REDACTED]さん、貸出人が[REDACTED]さん。場所は大井町観音寺 [REDACTED]です。申請目的は、社用車の駐車場。申請面積は 634 平米です。申請地の現況は畑です。現況は休耕畑となっております。隣地の状況ですが、北側、畑、東側、山林、南側、宅地、アド・ループの工場です。西側は田となっております。北側の人の隣地承諾をもらいに司法書士さんを行かせたんですけど、何回行っても[REDACTED]さんが不在で取れませんという話でした。

雨水の処理ですけど、雨水は会社敷地内の側溝に流す。農地側は土側溝を設置するということです。転用理由は、転用業者は広告業を営んでおり、看板等、製品を出荷しているが、現在の駐車場では狭く、資材の搬入にも不便をしていると。社用車、トラック、バンの台数も増え、ゆとりがないと考えていたところ、土地所有者との話合いがまとまり、この申請をするものです。

地区委員会では、初めの図面では排水は傾斜だけでやるという話でしたが、そのことを指摘したところ、施工業者と排水の検討をし、農地側に土側溝を設置することになりました。農振除外でされた案件であり、問題ないと地区委員会では判断しましたので、よろしくをお願いします。

次、74 番、41 ページ。転用業者は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]さん。場所は長島町中野鳶ヶ入 [REDACTED]と [REDACTED]です。申請目的は、太陽光事業です。申請面積は 3,973 平米です。申請地の現況は、登記簿、田、現況は休耕地 2 筆です。隣地の状況ですが、北側、東側、太陽光発電施設、南側が田、休耕地となっております。山林化している。西側は田、これも休耕地で山林化している [REDACTED]さんと [REDACTED]さんの土地です。隣地承諾という形で、[REDACTED]さんは同意書、[REDACTED]さんは隣地承諾です。

雨水の処理ですけど、現在ある太陽光の施設貯水槽に入れて排出を行うということです。1228 の 68 と 1228 の 8 で約 2,000 平米あります。転用の理由ですけど、太陽光施設を設置し、売電を行うためだそうです。その他として、土地の造成は整地のみ行い、1メートル

上に写っとるお寺の本堂ですが、これを平成2年に改築をされたところでございまして、そのときにここにあった、昔はどうも池だったみたいですけど、池を潰してお寺の庭にしたこととございます。

今回、現況に即した地目に変換するとともに、この申請地の所有地となりました■■■さんから自法寺というお寺の法人に所有権を移転するものでございます。雨水等につきましては、既に境内地の中にあるものでございまして、周辺に農地はございませんので問題ないと判断をいたしております。

これにつきましては、追認案件でございますが、地区委員会としては問題ないと判断いたしましたので、御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

77 番について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

説明させていただきます。11月20日、地区委員会にて現地調査を行いました。

譲渡人は岐阜市切通在住で、■■■■氏、譲受人は東京都調布市の■■■■氏です。転用理由は太陽光設置であります。所在地は岩村町飯羽間■■■■、730平米。現況、登記簿ともに田です。パネル数130枚、発電出力45キロワットの小規模電力でございます。

南側262平米を切土、北側330平米を盛り土とし、全体を均一にして、盛り土部分に小堤設置、雨水は南側に自然浸透をするということでございます。周辺農地のうち、北側の地権者の承諾が取れていないこととございます、現状。これは取れるように努力しておるということでございます。

以上の申請ですが、地区委員会では隣地地権者の承諾は必須条件と考えておりまして、現状では許可ができないと判断いたしましたが、本会で御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長

78 番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

○議長

74番の開発協議の問題については、事務局から説明してください。

○事務局長

74番の長島町中野鳶ヶ入の太陽光発電の開発協議の様子ですが、令和6年8月に事前協議が済んでおります。9月に市からの事前協議についての回答が済んでおりまして、本協議はこれから始まるという状況です。

○議長

協議、出されてないですか。

○事務局長

本協議は出されておられません。

○議長

質疑に入ります。質疑をお願いします。安江委員。

○10番

今の案件については、本協議がなされていないということは、扱い方はどうなるんですか。ここで許可を出すというか、条件付きの許可ですか。

○事務局

言われるとおり、他の法令が通っていないものを許可を出すわけにはいきませんので、条件付きの許可相当で、開発協議がないと許可というわけにはいきませんという意見をつけて、県に進達する形になると思います。

○議長

ここでは、開発協議が出ていませので不許可になると思います。条件をつけて許可するわけにはいきませんので。

○事務局

進達は、不許可相当で条件もありますし、許可相当でというのもありますけど、どちらかニュアンスで変わってきますので、総会で不許可相当か許可か決めていただければいいですが、理由ははっきりとしていただきたいと思います。

他法令で許可が出てないものは認めるわけにはいかないといった理由があるかと思いますが、そういう理由をつけて、どちらかで御判断をいただければと思います。

○議長

よろしいですか、安江委員。出てないものは認めるわけにはいきませんということですよ。

から、今までもそういうふうにしてきたと思いますけど。

○事務局

条件付許可相当という意見を出すことも今までありましたし、不許可相当でこれがないとできませんよといった意見を出したこともあります。不許可だと、かなりニュアンスが強くなりますから、今言ったように理由をはっきりとしていただければ、それで県に進達できると考えてます。

○議長

宮原委員。

○12番

77番の件ですけど、今の隣地承諾が出てないから、4地区では認めない判断をしたんですけど、この案件も本当に認めないのか、条件付の許可なのか、我々はどのように判断すればいいのか分かりません。ただ、隣地承諾については全部統一していかないと。これはいいけど、これは駄目じゃ駄目なので、そのとも含めて。

私が出したところは不許可でいいと思っていますし、もし進達するときの考え方で、条件付でという考えもあるかもしれんが、どちらか分かりませんが、そのとこを判断してもらいたいと思います。

○議長

隣地への影響を及ぼすかということで、隣地承諾書を取るわけですから、必要だと思います。

○1番

国の指針でいけば、隣地承諾は必ずしもなくてもいいという見解を聞いていますけど、絶対に隣地承諾を取れとはなっていないと思いますけど、いかがでしょうか。

○事務局

国の通達は、一律に、何もかも隣地承諾を取りなさいという言い方はしていません。全て何もかも全部取ることでなくて、必要に応じてという言い方になっています。それは、なるべく申請者に負担をかけないようにという配慮を農業委員会もしてくれということでしたので、一律ということではないです。

隣地の同意がないから駄目ではなくて、同意があることに越したことはありません。4条と5条では隣地の農地への影響があってはいけませんから、申請者が排水対策をどこまでやって、いかに隣地に水が行かないような対策をきちっとやっていただくか、というこ

とが理解できれば、許可できるということを総会で御判断いただければと思います。

以上です。

○1番

第1地区委員会では、隣地に影響があるのではないかと想定して、[REDACTED]に施工業者さんとも相談して返答を求めたところ、土側溝をつけてもらえるということだったので、隣地へ与える影響がないという判断をしました。

○7番

今の話で、隣地承諾は、第1地区の73番の人は、隣地の方と連絡が取れないと言われましたけど、取れないのは、隣地承諾を取るとか取らないという話の前の話だと思うんです。連絡の取れないを取らなくていいとしていいのか、取った上で、出たくないということなのか、連絡がついた上で承諾してるのとそうでないのとは、ニュアンスが違う気がするんですけど、どうでしょうか。

○議長

連絡が取れない理由は何ですか。

○1番

地権者は、不在で、どこへ行かれているか分からない状態と聞いております。親戚の人が連絡取ろうと思っても取れない状況です。

○事務局

隣地承諾についてですが、今の[REDACTED]の観音寺の件で、行政書士からベタ打ちで理由書が出ていまして、行政書士がその[REDACTED]さんのところに6回行ってみえます。しかし、[REDACTED]さんの御親戚の方、[REDACTED]さんという方も隣地でみえますけど、その方に聞いても連絡が取れないということでした。行政書士さんがそうやって連絡取ろうとして、そういう努力をされたけど、結局は出てこなかった、という顛末、理由書が出ています。

○議長

さっきもありましたけど、その状況に応じてですけども、そこら辺は確認をされたということですね。

○1番

農地への悪影響は、土側溝を設置してもらうので、ないと考えます。何かあれば、また事業者側で責任を持って対処してくれると考えています。

○議長

どうでしょうか。

○19番

この判断って、隣地に影響がなければ問題ないという判断でいいじゃないです。

○事務局

隣地への影響があるかないかで御判断いただきたいと思います。隣の人が非農地にした
いということではなくて、ここの申請の内容が適正かどうかでご判断をお願いします。実
は、初め、図面が出てきたとき隣地への土側溝はついてなかったので、行政書士を通じて、
隣の農地に水が行かない対策をどうされますかと補正の指導をしたところ、側溝を入れる
という回答で図面を修正されました。ただ土側溝で十分かどうかという議論の余地は残り
ますけど、土側溝で隣地への影響はないと行政書士さんは判断をして出されたものでは
ない、この状態について皆さんで、御判断いただきたいと思います。

○議長

土側溝でも十分通用しますので、いいと思います。

ほかにはどうでしょうか。

それでは、まとめをしたいと思います。

71番、72番、73番、75番、76番、78番までは問題ない。問題あるのは、74番、77番
は不許可相当とすることでまとめたいと思います。

それでは、71番、72番、73番、75番、76番、78番については許可相当とすることに
賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございます。

74番については、開発協議の書類がまだ出されていない、77番については隣地承諾が
得られてない、印鑑を押さないということですので、これについては不許可相当とするこ
とに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第58号の農地法第5条の規定による
許可申請については、71番、72番、73番、75番、76番、78番については許可相当とす
る。74番、77番については不許可相当とするとして意見書を添えて、岐阜県知事に対し

て進達することに決定しました。よろしくお願ひします。

日程第5 議案第59号 農地法第3条の規定による買受適格証明について

○議長

次に、日程第5 議案第59号「農地法第3条の規定による買受適格証明について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

資料72ページからになりますので、よろしくお願ひいたします。

この買受適格証明について、農地の競売・公売に参加する場合に農地法の許可を受ける見込みのある方について、農業委員会が証明するものでございまして、今回、第3条の買受適格証明が上がってきましたので、よろしくお願ひいたします。

なお、これ、物件落札された後には、改めて農地法第3条とか5条の申請が必要となってくるものでございます。

それでは、案件について御説明させていただきます。

今回は、三郷町佐々良木の案件です。73 ページが、買受適格証明願が出ておりまして、74、75、76 に関連の書類が出ております。77 ページが営農計画書がついてございます。78 ページは買受適格証明書の案です。79 ページが位置図となっております。こちらの場所は、三郷の佐々良木、三郷小学校の南西側に位置している場所です。80 ページ、拡大図です。1筆です。81 ページ、現況写真。現況は田となっております。

申請理由につきましては、今度、令和6年11月28日に義父の所有する農地が競売にかけられることになるということで、本申請地の競売に参加するために申請するものでございます。これによって、競売により落札できた場合、農地法3条の申請を行って、義父の協力を得て耕作を行うという内容の申請が上がっております。

以上で説明を終わります。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

三郷町佐々良木の案件ですが、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の様様についての報

農用地利用集積計画の決定について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続きまして、資料 82 ページ及び 83 ページからになりますので、よろしくお願ひします。

83 ページ、議案書、総括表の集計となっております。今回は、10 年間の一般申請及び中間管理、あと 10 年以上での中間管理が上がっております。内訳といたしましては、田が 7 万 3,641.61 平米、畑ゼロ平米、合計 7 万 3,641.61 平米です。借手が 2、貸し手 28 で、こちらの農用地利用集積計画です。

84 ページ以降、明細がついてございます。ナンバー 1 の項目につきましては、農地の所在、東野です。借手は、XXXXXXXXXXで、利用権の種類は使用貸借権、借入期間 10 年間です。及びナンバー 2 からナンバー 9 につきましては、農地の所在、中野方町です。借手は、XXXXXXXXXX、利用権の種類は使用貸借権、借入期間、ナンバー 2 とナンバー 3 は 10 年間、ナンバー 4 からナンバー 9 は 18 年間です。

続きまして、ナンバー 10 からナンバー 23 につきましては、農地の所在、岩村町富田です。借手は同じく、XXXXXXXXXX、利用権の種類は使用貸借権、借入期間は 10 年間です。ナンバー 24 からナンバー 27 につきましては、農地の所在は山岡町釜屋、ナンバー 28 は山岡町上手向です。借手は同じく、XXXXXXXXXX、利用権の種類は使用貸借権、借入期間は 10 年間です。

これらのナンバー 1 からナンバー 28 につきましては、農業経営基盤強化促進法の経過措置において、同法改正前の 18 条第 3 項の各号の要件については満たしておると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

1 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

この案件、継続で、今まで実績あるXXXXXXXXXXのニンニクで借りられることで、継続

で問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

続いて、番号2番から9番について、第3地区、安江建樹委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○10番

84 ページ、2番、3番につきましては、通常の間管理機構への貸付けです。4番から9番につきましては、18年という貸付期間になっております。これは中間管理機構関連の補助整備事業が始まりますので、その利用権の設定をすることですので、問題はないと判断いたしますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

続いて、第10番から23番について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

11月20日に地区委員会で審議をいたしました。

10番から23番、13筆です。これ、10年の契約になっておりまして、

から という営農組合の関係でございます。

地区委員会で問題ないと判断しましたので、お願ひします。

○議長

続きまして、24番から28番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

11月20日に地区委員会を開催しました。

24番から28番は、農地中間管理事業で に10年の貸出し。からの転貸先は地元の が全て受けるということで、事前に了解を得ておりますので問題ありません。

以上です。

○議長

地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙

手の上、発言をお願いします。

ないようです。これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。

議案第 60 号、1 番から 28 番の「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項規定による農用地利用集積計画の決定について」は、申請のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 60 号は申請のとおり承認することに決定しました。

日程第 7 議案第 61 号 非農地証明について

○議長

続きまして、日程第 7 議案第 61 号「非農地証明について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

非農地証明を説明させていただきます。資料は 86 ページからになります。

87 ページに今回の非農地証明の申請書が上がっております。今回 1 件でございます。場所は明智町大田の件です。この 87 ページから 88 ページにつきまして、申請書の一連の書類となっております。

続きまして、89 ページ、位置図です。こちら、申請地は明智振興事務所の西側に位置している場所です。90 ページ、拡大図です。91 ページに現況写真が載せてございます。現況を確認したところ、家庭菜園なら可能な場所であって、管理機も入っていける場所でございますので、耕作管理が可能な状況であるということが御意見として出ております。

このことから、明智町大田の案件については非農地証明の認定基準に合致していないと判断されます。

以上で説明は終わります。

以上です。

○議長

この件につきましては、第 5 地区、梅村安範委員長より協議の様様についての報告と案

件の説明を求めます。

○15番

11月20日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。

今、事務局から説明がありましたように、現状は空き家の宅地、90ページが、すぐ空き家で、今、ほかの人に貸しとるそうですけど、ここに宅地続きの農地でございまして、同じ平らな状態で、過去に車庫を設置した経過の説明がありましたが、現状は不耕作の状態ですけど、管理機等の耕作管理が十分可能だという措置であるということで、地区委員会としては、非農地の証明はできないと判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありました。質疑がありましたら挙手の上、発言をお願いします。

よろしいですか。

それでは、質疑を終わり、採決いたします。

この件につきましては、議案第61号、「非農地証明について」は、家庭菜園なら可能であり、管理機も入っていけるところであるため、耕作管理が可能な状態であり、非農地証明の認定基準に合致しないため認めることはできないとすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第61号の非農地証明については、非農地として認めることができないと承認されました。

日程第8 議案第62号 基礎調査による恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見
について

○議長

続きまして、これは今日の追加の案件です。日程第8 議案第62号「基礎調査による恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

よろしく申し上げます。追加議案でございます。

基礎調査による恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見でございます。資料につきましては、92 ページからでございます。

93 ページ以降、ページがついてございませんが、一番最後のところでは、今回、農政課から農業委員会への意見聴取の依頼文書がついてございます。それ以降につきましては、説明用の資料がついてございますので、この資料の説明につきましては、農政課の担当職員から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○農政課

農政課の堀と申します。よろしく申し上げます。

基礎調査による恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、農業委員会の意見をいただきたいということで参りました。こちらにつきましては、基礎調査、5年に一度の見直しでございます。以前、9月にも基礎調査による変更に伴う意見をいただいたところではございますが、その後の審議会等で御意見をいただき、さらに変更を伴う箇所が発生しましたので、再度意見を求めるものでございます。

変更内容としましては、農振の計画において、山林原野を農振農用地、用途区分に設定しているものがございます。そこを変更していきたいと考えております。変更箇所につきましては、まず山岡地区となります。こちらにつきましては、草地造成及び畜舎、圃場整備で15ヘクタールのものが設定されております。例えば資料1の1ですが、所在が84の11、15、17、18、20と記入しております。こちらにつきましては、森林簿の林班図で指定しているものでございます。

この設定が、市町村合併、20年より前に旧山岡町時代に設定されております。こちらの林班図ですが、どこなのかですが、資料1の1でつけさせてもらっております。林班図で表せるものにつきましては、資料の1の1、1の2、1の3、1の4、1の5といったところで表しております。こちらの1につきましては、平成24年度の林班図で表しております。当時、林班図を調べたところ、毎年更新されて番号変わっていくところがありますので、設定された当時、どこに立てたのかは、正直なところは資料がございませんので不明です。山岡につきましては、以上です。

(2) 上矢作地区でも設定されておまして、こちらにつきましては、混牧林地で58.7ヘクタールがあります。こちらにも資料がございまして、併せて見ていただけるといいのかなと思っておりますが、まず1つ目としましては、西洞で、こちらについては元の木

の実牧場の一画となります。モンゴル村の山となります。もう一つ、字中新田 1228 の 1、1268 の 1 ですが、こちらについては大船牧場です。こちらが今、山林原野を設定されておる状況です。こちらを変更していきたいと考えています。

計画への反映になりますが、山岡地区につきましては、現在、設定された地区の造成であつたり、畜舎を整備される計画がないところも踏まえて除外していきたい。それから馬場山田、上手向地域も大字で設定されております。こちらは圃場整備で設定されておりましたが、現在、継続されていないことと、また今現在、圃場整備をする場合は農振農用地で地番指定をして編入を行っております。これを踏まえて除外していきたいと考えております。

上矢作地区になりますが、まず木の実牧場につきましては、牧場として今現在、閉鎖されており、使われていないこともありますので除外をしていきたい。それから、大船牧場につきましては、基盤整備を過去にしておりまして、まだ牧場という機能があることを踏まえ、ここについては残していきたいと考えております。

次ページが、農振の計画の変更箇所の新旧となります。山岡地区の部分につきましては、全て削除をしていきたい、除外になります。

次ページ、上矢作地区につきましては、字西洞の 3237 の 6 は削除し、大船牧場の関係はそのまま残していくことで進めさせていただきたいと考えております。

このことに対して御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長

ただいま事務局、農政課から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

ありませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 62 号「基礎調査による恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、やむを得ないとして農政課へ報告することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 62 号は、やむを得ないとして決定いたしました。

以上で本日の日程を終了いたしますので、職務代理者よりこの後の進行をお願いします。

○職務代理者

これもちまして、令和6年第11回恵那市農業委員会総会を閉会いたします。以後は事務局の進行で進めていきますので、よろしくお願いいたします。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 4番

議事録署名者 5番

